

消費者問題で困ったときは、 まず相談を！

近年、悪質商法や振り込め詐欺など、さまざまな消費者問題が発生しています。消費生活に関する困ったときには、下記の「相談窓口」にまづご相談ください。

トラブル

悪質商法の被害にあったり、契約や取引に関するトラブルに巻き込まれたとき、取引内容に不審な点があるときは、一人で悩まずお早めにご相談ください。

多重債務

複数の金融業者からお金を借りて、支払い困難に陥った状態の人を「多重債務者」といいます。万一、多重債務に陥ってしまった場合でも解決方法はあります。相談内容が外部に漏れることはありませんので、一人で悩まず安心してご相談ください。



◆相談窓口

大山町役場住民生活課

消費生活相談窓口

☎ 0859-54-5210

鳥取県消費生活センター 西部相談室

☎ 0859-34-2648

鳥取県警察本部 総合相談室

☎ 0857-27-9110

八橋警察署

☎ 0858-49-0110

労働保険の「年度更新」はお済みですか？

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。事業主のみなさんは、平成24年度の確定保険料および平成25年度の概算保険料並びに石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告・納付が必要です。年度更新説明会などを参考

に、7月10日までの申告・納付手続きをお願いします。
申告書の提出は、期間中に設ける集合受付会場、金融機関・郵便局・鳥取労働局で受け付けています。また、申告書右側上部に印書してあるアクセスコード（8桁の英数字）により電子申請を利用すること（電子申請するには、あらかじめ政府が認めた認証局の発行する「電子証明書」が必要です。）労働局等の窓口へ出向くことなく年度更新手続きを行うことができます。

◆補助金を受けられる条件

- ①自ら居住する（これから居住する）住宅に太陽光発電システムを設置すること。
- ②太陽光発電普及拡大センターの補助を受けて設置されていること。
- ③申請者が発注する事業者が県内事業者であること。
- ④システム設置は、県内に事業所を有する事業者が施工していること。
- ⑤設置後2年間、半年ごとに定期報告書を提出すること。

*上限額

- 平成24年度交付決定分
18万円、または21万円（kWあたりの設置費用により異なります。）
- 平成25年度交付決定分
9万円、または12万円（kWあたりの設置費用により異なります。）

本町では、太陽光発電システムを設置される方に対して

補助金を交付します。なお、省エネルギー設備を設置される方に対する補助は廃止しました。

◆補助金額

太陽光発電普及拡大センター補助交付決定単価の1.5倍（上限4キロワットまで、千円以下切捨て）

住宅用太陽光発電システムを設置される方に補助金を交付します！

◆問い合わせ先
電子納付も行うことができるので、ご利用ください。

【変更点】今年度から、③の条件を追加しました。ただし、平成25年5月31日までに設置契約を締結しているものについては、③の条件を満たす必要はありません。

◆申請窓口・問い合わせ先
企画情報課

☎ 0859-54-5202